

# 要保存

保護者様

平成28年 4月6日

横浜市立上白根小学校  
校長 横山 美明

## 【風水害などの「警報」発令時における児童の安全確保の対応について】

本校では、風水害などの「警報」発令時には、児童の安全を最優先した防災対策を講じ、次のような処置をとります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 1 児童が登校する前の時点で

- a. 横浜市内〈神奈川全域または、神奈川県東部〉に、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が午前7時の段階で発令継続中の場合

## 児童の安全確保のため、当日は「臨時に休業」

- \* 午前7時の段階で発令継続中の場合、学校側から、連絡はしません。
- \* 午前7時以降に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が解除されても、授業はありません。ご家庭でお子さんが安全に過ごせるように対応の方をよろしくお願いいたします。
- \* 当日の給食は、全市一斉に中止になります。

### 〈「特別警報」とは〉

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害が起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後はこの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波、噴火等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。  
【気象庁ホームページより抜粋】

- b. 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」が、登校時に、発令されていた場合

## お子さんの安全確保を第一に考えて、保護者が登校させるかどうか判断

- \* 学校側から、連絡はしません。
- \* 登校しなくても、欠席扱いにはなりません。
- \* 原則的には、給食は実施しますが、給食の物資が届かない可能性もあります。その時は、午前授業の場合も考えられます。その際の下校の仕方については、メール配信等により連絡を入れます。

- a, b以外で、登校に危険が生じると判断した場合（「注意報」が発令、または、「注意を促す」情報が気象情報で報じられた場合）

- bの場合と同様な対応を講じます。

## 2 児童が登校した後に

○、横浜市内(神奈川県全域または、神奈川県東部)に、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発令の場合、

「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発令された時点で、「非常災害時における児童引き渡し」を実施いたします。

- \* 警報発令後、学校からメール配信により、「非常災害時における児童引き渡し実施」の連絡をいたします。メールを確認のうえ、速やかに児童を引き取りに来校してください。
- \* メール登録をしていない方は、電話による連絡を行います。
- \* 混乱を招かないためにも、個々の問い合わせは、ご遠慮ください。

○以外で、下校に危険が生じる場合(「注意報」が発令、または、「注意を促す」情報が気象情報で報じられた場合)

「注意報」が発令、または、「注意を促す」情報が気象情報で報じられた時点で、「授業時間繰り上げ」の措置を講じる場合があります。その際、

- ①「非常災害時における児童引き渡し」を実施あるいは、
- ②「地区別別の下校」を実施のいずれかを決定し、その措置を講じます。

その場合は、学校からメール配信により、連絡をいたします。

また、メール登録をしていない方は、電話による連絡を行います。

- ①の「非常災害時における児童引き渡し」を実施の場合、メールを確認のうえ、速やかに児童を引き取りに来校してください。
- ②の地区別班ごとの下校を実施の場合、家庭で子どもの下校をお待ちください。

### もしもの準備は万全に

緊急時に、子どもたちが不安にならないようするためにも、各ご家庭でももしもの危機の対応について十分に打ち合せておくようお願いします。